

包括的経済連携に関する 検討状況

平成22年10月27日

内閣官房

1 日本の経済連携の進捗

平成22年10月27日

内閣官房

(1) 貿易のウェイト

- ・ 主要貿易相手上位10カ国・地域の中で、日本がFTA/EPAの締結を前提としたプロセスを開始していないのは、中国(但し、日中韓EPAを共同研究中)・米国・EU・台湾。

(EPA/FTA取組状況:◎発効済み、△交渉中、※共同研究中(日中韓)、*共同検討作業中)

日本とのEPA/FTA	日本の貿易相手上位30カ国(地域)	日本の貿易総額に占める割合	世界GDPに占める順位	世界GDPに占める割合	日本とのEPA/FTA	日本の貿易相手上位30カ国(地域)	日本の貿易総額に占める割合	世界GDPに占める順位	世界GDPに占める割合
※	1 中華人民共和国	20.51%	3	8.44%	*	16 オランダ	1.50%	16	1.36%
◎	- (ASEAN)	13.97%	-	2.49%		17 カナダ	1.50%	10	2.30%
	2 アメリカ合衆国	13.48%	1	24.52%	*	18 フランス	1.35%	5	4.56%
*	- (EU)	11.61%	-	28.19%	◎	19 フィリピン	1.29%	48	0.28%
△※	3 大韓民国	6.11%	15	1.43%	◎	20 ベトナム	1.19%	56	0.16%
	4 台湾	4.84%	-	-		21 パナマ	1.15%	89	0.04%
△	5 オーストラリア	4.14%	13	1.59%		- (メルコスール)	1.12%	-	3.88%
◎	6 タイ	3.37%	32	0.45%	◎	22 スイス	1.11%	19	0.86%
△(GCC)	7 サウジアラビア	3.05%	25	0.64%		23 ロシア	1.07%	12	2.12%
*	8 ドイツ	2.95%	4	5.76%	*	24 イタリア	0.99%	7	3.63%
	9 香港	2.91%	38	0.37%		25 イラン	0.97%	26	0.57%
◎	10 インドネシア	2.75%	18	0.93%		26 ブラジル	0.93%	8	2.70%
◎	11 マレーシア	2.61%	40	0.33%	△(GCC)	27 クウェート	0.90%	49	0.25%
△(GCC)	12 アラブ首長国連邦	2.57%	33	0.45%	△	28 インド	0.89%	11	2.23%
◎	13 シンガポール	2.37%	43	0.31%	◎	29 メキシコ	0.85%	14	1.50%
△(GCC)	14 カタール	1.55%	60	0.12%		- (SACU)	0.68%	-	0.54%
*	15 英国	1.55%	6	3.74%		30 南アフリカ共和国	0.67%	31	0.49%

注:2009年財務省貿易統計、世銀世界開発指数データベースより作成

(2) FTAの進捗状況・国際比較

- ・ 日本が主要貿易相手国(中国、米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
- ・ 日本のFTA比率が16%であるのに対し、韓国は36%、米国38%、EU30%(対域外貿易)。

EPA/FTA取組状況: △ 交渉中、○ 署名済み、◎ 発効済み

FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

	EPA/FTAの数*	FTA比率*	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	スイス	GCC
								ASEAN	各国との個別の取組									
日本	11	16%		△ (中断中)				◎	7カ国と発効済	△ ※2	△			◎	◎	△	◎	△
韓国	7	36%	△ (中断中)			○	○	◎	1カ国と発効済	◎	△	△	△	△	◎	△	◎ EFTA	△
中国	8	21%						◎	1カ国と発効済		△	◎			◎	◎		△
米国	14	38%		○					1カ国と発効済 2カ国と交渉中		◎		◎ NAFTA	◎ NAFTA	◎	◎		◎ バーレーン、オマーン △ UAE
EU ※1	29	76%		○				△	1カ国と交渉中	△			△	◎	◎	△	◎	△

※1 EUのFTA比率「76%」は域内貿易を含む。域外貿易のFTA比率は30%。

※2 交渉は完了。署名・発効に向け作業中。

(3) 先行する韓国との競争状態

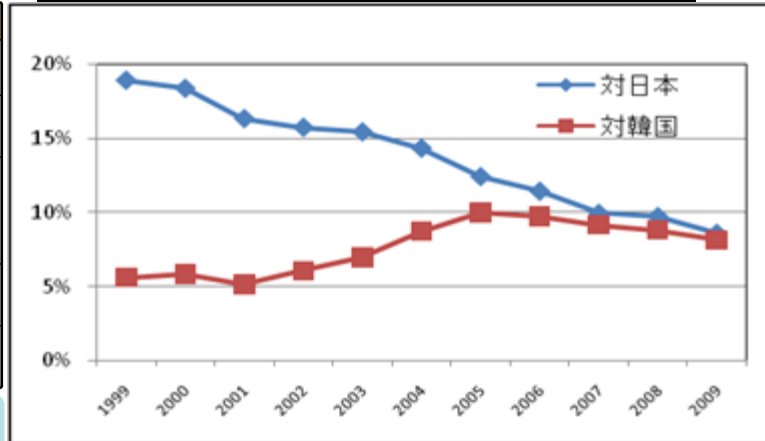
・ 韓国による米・EUとのFTAが発効することにより、我が国の鉱工業品輸出が比較劣位におかれる可能性がある。

EUにおける主な高関税品目

	韓国	日本
乗用車	10% → 0%	10%
薄型テレビ	14% → 0%	14%
液晶ディスプレイモニター	14% → 0%	14%
複合機	6% → 0%	6%
電子レンジ	5% → 0%	5%

韓国企業に対する関税は、FTA発効後5年以内で全廃

EUにおける電気機械分野での国別シェア



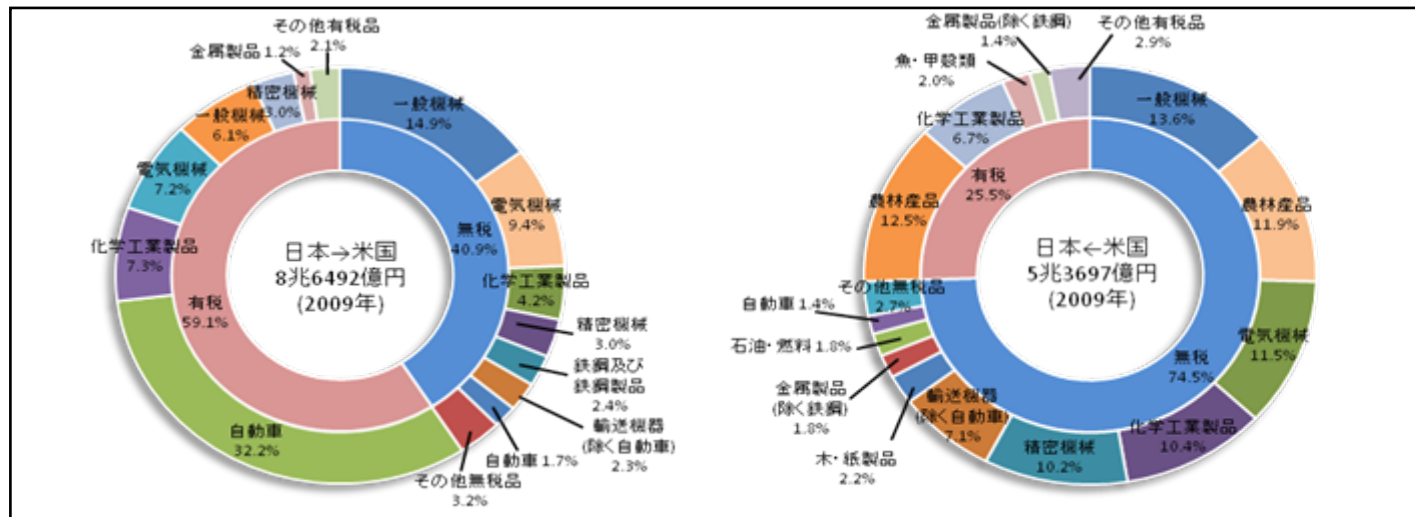
出典: 経済産業省資料

米国における主な高関税品目

	韓国	日本
乗用車	2.5% → 0%	2.5%
トラック	25% → 0%	25%
ベアリング	9% → 0%	9%
ポリスチレン、ポリエステル	6.5% → 0%	6.5%
LCDモニター、カラーTV、DTV	5% → 0%	5%
電気アンプ、スピーカー	4.9% → 0%	4.9%

韓国企業に対する関税は、FTA発効後10年以内で全廃

米国との貿易関係



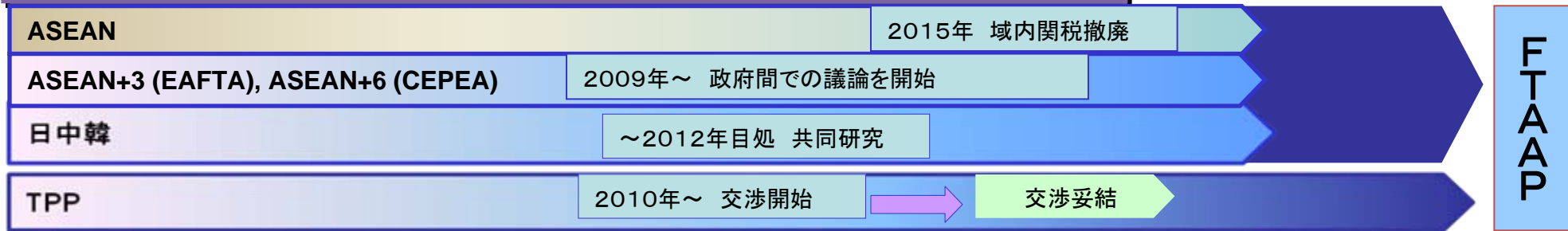
2 APECにおける経済連携

平成22年10月27日

内閣官房

(1) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

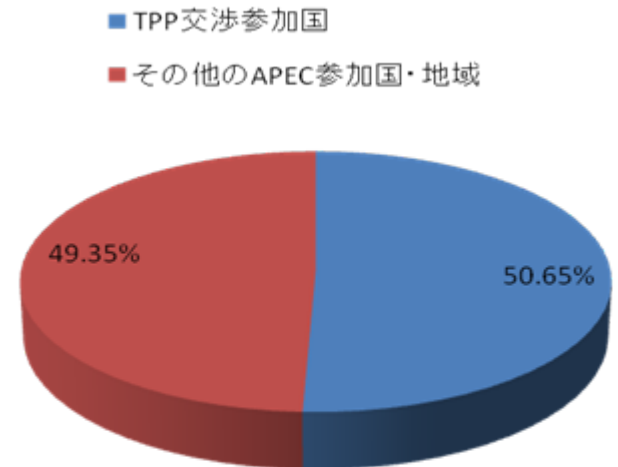
2010年: FTAAPにとって節目の年



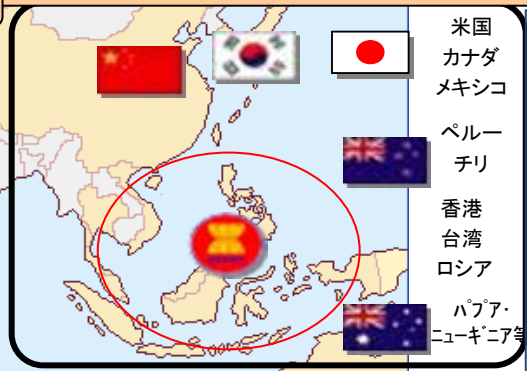
これまでの経緯

- 2006年11月、米国(ブッシュ大統領、当時)がアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想を提案。以後、APECエコノミーの間で議論。
- 2009年11月のシンガポールAPECにて、FTAAPを実現するための一連のあり得べき道筋を探求し、2010年に成果を首脳に報告することで一致。

APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合



アジア太平洋の自由貿易圏構想 (Free Trade Area of the Asia-Pacific (FTAAP))



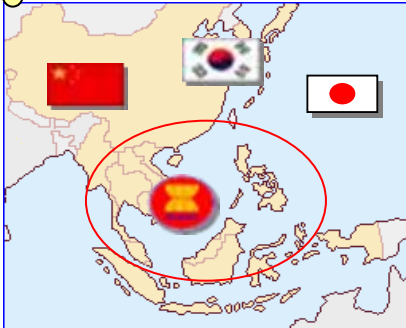
- ・06年11月、APEC首脳会議(ハノイ)にて、FTAAPの研究に合意。
- ・09年11月、APEC首脳会議(シンガポール)にて、FTAAPへのありうべき道筋を探求することに合意。
- ・10年6月、APEC貿易担当大臣会合にて、FTAAPへのあり得べき道筋について11月に横浜で首脳に報告することを確認。

環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement)



- ・10年3月 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪、ペルー、ベトナムの8カ国でTPP交渉開始。
- ・10年10月 第3回交渉実施(マレーシアが参加し、交渉参加国は9カ国に)。

東アジア自由貿易圏構想 (East Asia Free Trade Area (EAFTA)) 【ASEAN+3(日、中、韓)】



- ・05年 4月 中国の提案により民間研究開始。
- ・09年10月 ASEAN+3首脳会議の結果を踏まえ、政府間での議論を開始。
- ・10年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて、中国から、ASEAN+3の貿易円滑化に関するロードマップを提案。

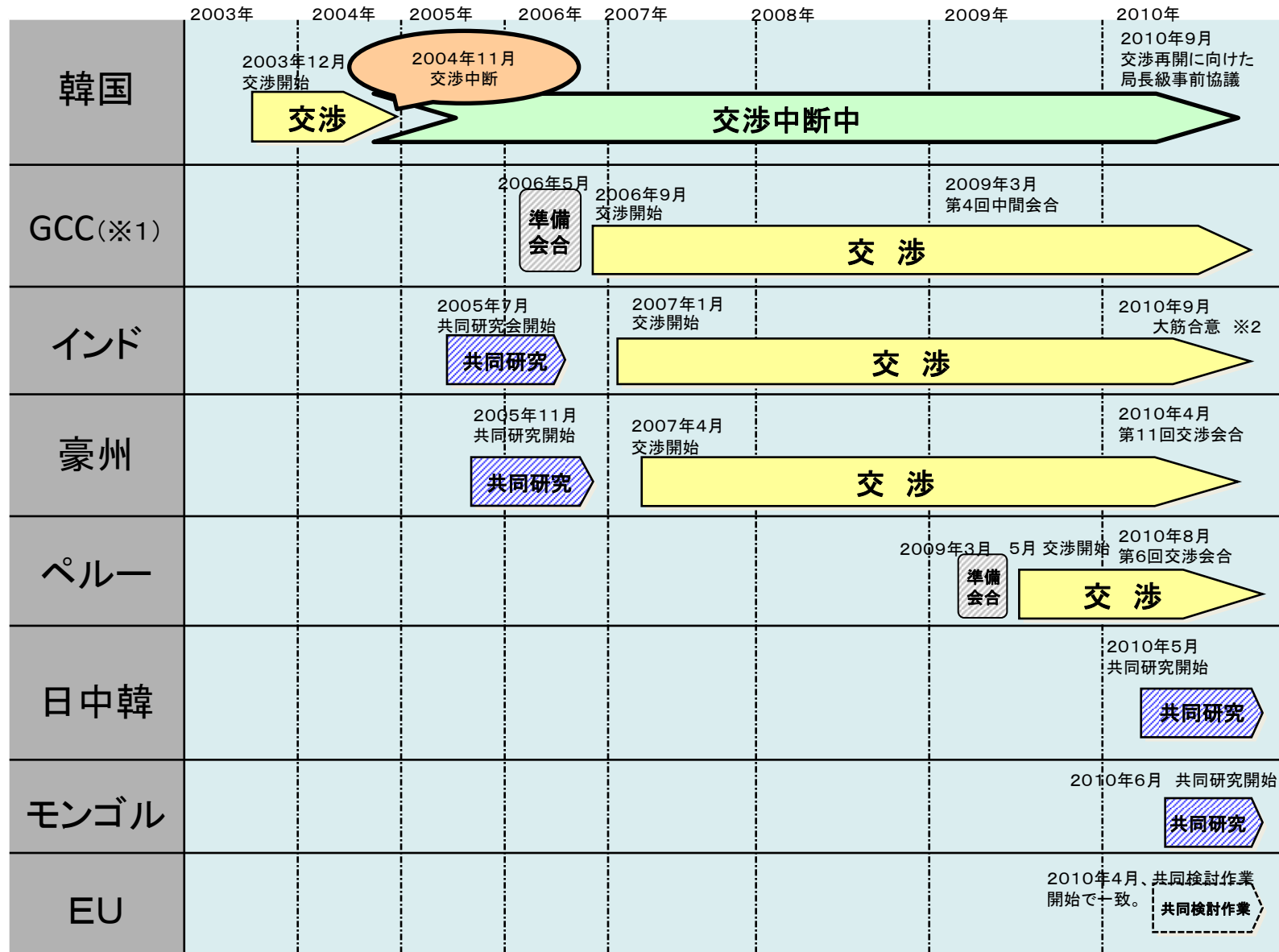
東アジア包括的経済連携構想 (Comprehensive Economic Partnership in East Asia (CEPEA)) 【ASEAN+6(日、中、韓、印、豪、NZ)】



- ・07年6月 日本の提案により民間研究開始。
- ・09年10月の東アジア首脳会議の結果を踏まえ、政府間での議論を開始。
- ・10年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて、日本から、ASEAN+6の経済統合に関するコンセプトペーパー(「イニシアル・ステップス」)を提案。

ASEAN+3及び+6については、4つのワーキング・グループ(①原産地規則、②関税品目表、③税関手続、④経済協力)を設置し、まずはASEAN内部での議論が開始された。その後、2010年9月、ASEANと対話国(日、中、韓、印、豪、NZ)の間でまずは①と②についての議論が開始された。これらのワーキング・グループのレポートは、首脳に報告される予定。

(2) 二国間協定の進捗



※1 GCC=湾岸協力理事会: サウジアラビア、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーンで構成。

※2 インドについては、2010年10月交渉完了し、署名・発効に向け作業中。

(3) 環太平洋連携 (Trans-Pacific Partnership (TPP)) 協定

P4協定とTPP協定交渉

- **環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)**: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定 (通称P4) が2006年に発効。P4はAPEC加盟国に開放されている。
- 物品貿易については、原則として **全品目について即時または段階的関税撤廃**。
- サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定。

「P4」が拡大

- 本年3月、上記4カ国に **米国、豪州、ペルー、ベトナム** を加えた8カ国でP4を発展させた広域経済連携協定を目指す **「環太平洋連携協定」 (Trans-Pacific Partnership)** の交渉を開始。
- 本年10月4～9日に第3回交渉会合 (於ブルネイ)。同会合から **マレーシア** が新規参加し、現在9カ国。
- 12月6～10日に第4回交渉会合 (於NZ) を予定。

交渉の現状 (10月18日現在): 伝聞情報

- 10月4日～9日の第3回会合から多くの分野においてテキストが提示された形での交渉が始まった模様。
- 関税交渉については、
 - ① 基本的には既存のFTA (例: 米豪FTA) が無い国との間ではまず「バイ方式」で交渉する、
 - ② 但し、既存のFTAを有さない国が集まってマルチ方式で交渉を行うことも妨げられない、との方向で意見が収斂した模様。

(注: 「バイ方式」= 既存の二国間FTAがある場合はそれを維持し、FTA未締結の国の間のみで、二国間での自由化交渉を行う。

「マルチ方式」= 既存の二国間FTAとは関係なく多国間で自由化交渉を行う。)

- 現在、24*の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様。

* 首席交渉官協議 / 市場アクセス (工業) / 市場アクセス (繊維・衣料品) / 市場アクセス (農業) / 原産地規則 / 貿易円滑化 / SPS / TBT / 貿易保護 / 政府調達 / 知的財産権 / 競争政策 / サービス (クロスボーダー) / サービス (電気通信) / サービス (一時入国) / サービス (金融) / サービス (e-commerce) / 投資 / 環境 / 労働 / 制度的事項 / 紛争解決 / 協力 / 横断的事項特別部会 (中小企業, 競争, 開発, 規制関連協力)

新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加には、**現在交渉に参加している9カ国の同意**が必要。
- 新規交渉参加についての公式の期限はないが、TPP原加盟国として参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要。
- マレーシアは、政府調達、サービス等へのコミットメントを明確に表明した上で、交渉参加が認められ、第3回会合から交渉に参加。カナダは交渉参加の可能性を検討している段階。

今後の交渉日程(予定)

米国は、2011年11月のAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指している。

- 第4回交渉 12月6日～10日(ニュージーランド)
- 第5回交渉 2011年2月(チリ)
- 第6回交渉 2011年3月(シンガポール)
- 第7回 2011年6月(ベトナム)
- 第8回 2011年9月(米国)
- 第9回 2011年10月(ペルー)

※ **APEC首脳会議(2011年11月12～13日、米国(ハワイ))**

(4) 我が国がTPPに参加した場合の意義と留意点

我が国がTPPに参加した場合の留意点

●国を開き、日本経済を活性化するための起爆剤。アジア太平洋の成長を取り込み、新成長戦略を実現。

➤ 品目、分野によりプラス・マイナスはあるが、全体としてGDPは増加。

(参考) 実質GDP 0.48%~0.65%増(2.4兆~3.2兆円程度増) (川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所客員主任研究員)試算)

➤ 「国を開く」という強い意思を示すメッセージ効果 ⇒ 日本に対する国際的な信用及び関心の高まり

➤ 韓米FTAが発効すれば日本企業は米国市場で韓国企業より不利に。TPP参加により同等の競争条件を確保。

(参考) 日本がTPP、EUと中国とのEPAいずれも締結せず、韓国が米国・中国・EUとFTAを締結した場合、自動車、電気電子、機械産業の3業種について、2020年に日本産品が米国・中国・EUで市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響試算) (経済産業省試算)

2020年の実質GDP 1.53%減(10.5兆円程度減) この内 米国市場関連 1.88兆円程度減

※日本のTPP参加により、中国、EUとのEPA締結にプラスの影響があるとの仮定に基づき試算。

●TPPがアジア太平洋の新たな地域経済統合の枠組みとして発展していく可能性あり。また、TPPの下での貿易投資に関する先進的ルールが、今後、同地域の実質的基本ルールになる可能性あり。

(注:カナダ、韓国、その他のASEAN諸国にも拡大する可能性。)

➤ TPP交渉への参画を通じ、できるだけ我が国に有利なルールを作りつつ、アジア太平洋自由貿易圏(FTAA P)構想の推進に貢献。横浜におけるAPEC首脳会議の主要な成果。

➤ 逆にTPPに参加しなければ、日本抜きでアジア太平洋の実質的な貿易・投資のルール作りが進む可能性。

■ TPPにおける交渉分野は、我が国のEPAと同様、市場アクセス分野のみならず、幅広い分野。

■ 我が国のEPAで独立した章を設けていない、「環境」、「労働」などの新規の分野も含まれる見込み。

■ WTOドーハ・ラウンドを先取りし、日本企業の貿易・投資活動に有利なルールの策定に貢献し得る。

(予測される分野) 物品貿易(関税撤廃の例外を認める範囲、関税撤廃の経過期間等を含む)、原産地規則、貿易円滑化、動植物検疫、貿易救済措置、政府調達、知的財産権、競争政策、投資、サービス貿易、環境、労働、紛争解決等。

- アジア太平洋の地域経済統合枠組み作りを日米が主導する政治的意義大。対中戦略上も対EU関係でも重要。
- アジア太平洋地域の貿易・投資分野のルール作りにおいて主導的役割を果たすことにより、国際的な貿易・投資分野の交渉や、ルール作りにおける影響力を高め、交渉力の強化に貢献。

TPP参加の留意事項

- 予め特定セクターの自由化を除外した形の交渉参加は認められない可能性が高い。
- 10年以内の関税撤廃が原則（除外は極めて限定的だが、最終的には交渉次第）

(参考) コメ、小麦等主要農産品19品目について、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの対策も講じない場合の農業への影響試算
(農水省試算)

- 農産物の生産額減少 → 年間 4.1 兆円程度
- 食料自給率(供給熱量ベース) 40% → 14%程度に減少
- 多面的機能の喪失額 → 3.7 兆円程度
- 農業関連産業も含めた国内総生産への影響試算 → 年間 7.9 兆円程度。

- 既存の二国間の懸案への対応を求められる可能性あり
(特に米国からは、牛肉や非関税障壁等への対応が求められる可能性大)

(5) 既存のEPA・FTAとTPPの特徴

	既存のEPA・FTA	TPP(EPA・FTAの一種)の特徴
自由化 対象 範囲 ・期間	<ul style="list-style-type: none"> WTO協定上、「<u>実質上すべての貿易</u>(substantially all the trade)」の関税撤廃が必要((注1):GATT第24条8項)。 「<u>実質上すべての貿易</u>」についてWTO協定上の基準はないが、<u>少なくとも貿易の9割(貿易量又は品目数)につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的。</u>(注2)(注3) 我が国が締結したEPAにおいては、<u>双方向の貿易額の9割以上(日本側は品目数では84~88%)を10年以内に関税撤廃。</u> なお、米国・EU等、先進国同士のFTAにおいては高い自由化水準を約束している。(例:韓EUでは品目数98%以上を10年以内関税撤廃)(別添「参考資料集」参照) 	<p>TPP</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明。いずれにせよ、原則10年以内の関税の撤廃が必要と考えられる。</u> <p>P4協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、特段の定め等がない限り「<u>全ての関税を撤廃</u>」(注4)。実際は、<u>全品目の約8割が即時撤廃(注5)。</u><u>その他は原則10年以内の関税の段階的撤廃。</u> 米国の既存FTAでは、約8~9割が即時撤廃。
自由化 例外 (長期関税撤廃・引き下げを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <u>長期(10年超)関税撤廃や除外を含む「“実質上すべての貿易”の例外」の扱いについて、WTO等で具体的要件が確立しているものではなく交渉次第。</u> 我が国が締結したEPAにおいては、自由化にカウントされない<u>1割程度の品目について、除外・再協議等の例外的対応。</u>(関税撤廃をしたことがないタリフライン数:<u>940</u>) 	<p>TPP</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉参加にあたって、<u>自由化例外品目を提示しての参加は認められない。</u> P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、<u>どの程度の例外が認められるかは、現段階では不明。</u> <p>P4協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、(1)長期(10年超)関税撤廃は、<u>チリの一部乳製品(全タリフラインの0.4%を12年以内に撤廃)のみ。</u>(2)関税撤廃の例外は、<u>チリの砂糖・同調製品の一部(全タリフラインの0.1%は一定条件下でのみ撤廃)及びブルネイの酒・タバコ(以上、宗教的理由)、火器、花火等(全タリフラインの0.8%を除外)のみ。</u> 米国の既存のFTAでは、(1)10年超の関税撤廃は実質的に全品目数の0~3%程度、(2)除外は極めて限定的(米豪FTAの米側で実質的に1%の例が最大)。

(注1)GATT第24条 8項

この協定の適用上、

(a) 関税同盟とは、次のことのために単一の関税地域をもつて二以上の関税地域に替えるものをいう。

(i) 関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少なくともそれらの地域の原産の製品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。

(ii) 9の規定に従うことを条件として、同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること。

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

(注2)WTOルール交渉における日本提案(TN/RL/W/190)より抜粋(2005年10月)

1. Introduction

(1) As regards RTAs' consistency with WTO rules, many members have been involved in RTA negotiations under the general perception that duty elimination needs to cover at least 90% of trade between the parties, that no exclusion of a major sector is allowed and that transition period should not exceed ten years.

(注3)千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解 3項

第二十四条5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締約国である加盟国が十年では十分でないと認める場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。

(注4)Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement(環太平洋戦略的経済連携協定) 第3.4条

Article 3.4: Elimination of Customs Duties

1. Except as otherwise provided in this Agreement, and subject to a Party's Schedule as set out in Annex I, as at the date of entry into force of this Agreement each Party shall eliminate all customs duties on originating goods of another Party. (仮訳：この協定に別段の定めがある場合を除くほか、かつ、附属書 I の自国の表に定める条件に従って、本協定の発効の日に、各締約国は、全ての他方の締約国の原産品の関税を撤廃する。)

(注5)各国において即時撤廃が全品目に占める割合は、NZ 82.3%、シンガポール 100%、ブルネイ 68.07%、チリ 74.5%(WTO事務局報告書(WT/REG229/1))。

3 検討すべき論点

平成22年10月27日

内閣官房

検討すべき論点

- 論点① どういう基本理念で日本の姿勢を打ち出すか
 - ～国を開き主要国と高いレベルの経済連携の実現
 - ～アジア太平洋の21世紀ルールを日米で主導して形成
 - ～国内改革の先行実施 など

- 論点② FTAAPへの道筋をどう組むか
 - ～TPP交渉をどう進めるか
 - ～二国間交渉をどう進めるか

- 論点③ 農業強化策をどう展開するか
(参考) 韓国のEPA関連農業政策

- 論点④ 規制改革をどう展開するか
(参考) 主要国からの規制改革等要望と人の移動

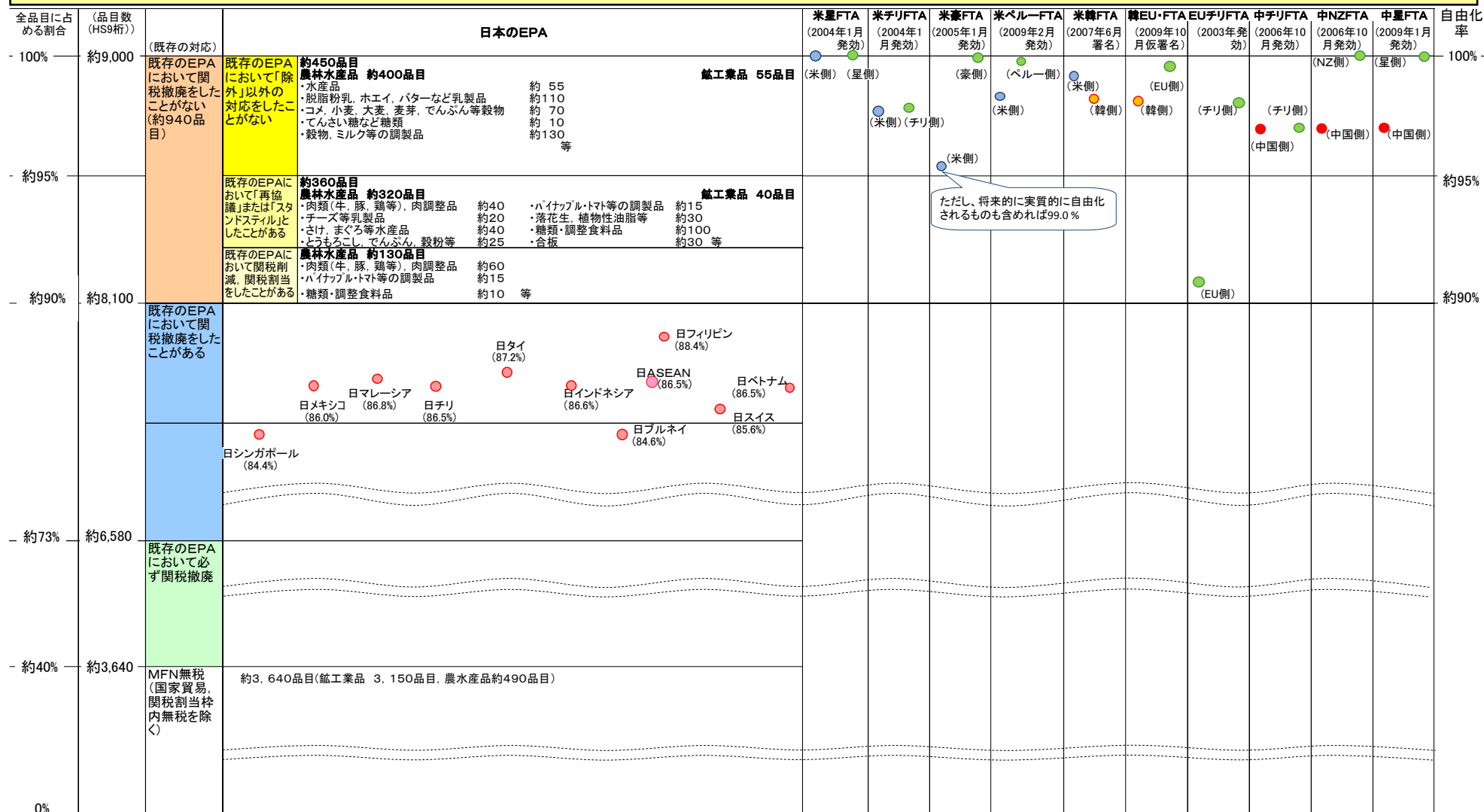
参考資料

平成22年10月27日

内閣官房

(1)日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較(注)

- ・ 米国・韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- ・ 特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したもの。

但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。

日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

(2) P4協定等における自由化の状況

: 高いレベルの自由化

P4協定における各国の譲許状況

: 全タリフラインについて原則として即時または10年以内の関税撤廃。

ステージング期間が比較的長い品目の例	
ブルネイ	【10年】輸送用機器・同部品(838タリフライン・7.8%) 石油製品、調整潤滑剤(29タリフライン・0.3%) ※酒、タバコ、小火器は除外(宗教上の理由)
チリ	【12年】乳製品(34タリフライン・0.4%) 【10年】小麦(2タリフライン・0.03%)、油脂(29タリフライン・0.4%)、砂糖・同調整品(18タリフライン・0.2%※)、繊維類(124タリフライン・1.6%)、履物類(46タリフライン0.6%) ※うち7タリフラインについて一定の条件を満たした場合のみFTA税率を適用する制度があり。 ※乳製品34タリフラインについて、FTA農業特別セーフガードがある(12年間で廃止)。
NZ	【10年】革製の衣類附属品(12タリフライン・0.2%)、繊維類(571タリフライン・7.9%)、履物(67タリフライン・0.9%)
シンガポール	全品目を即時撤廃

米国の締結済FTAにおける譲許状況

: 若干の自由化例外あり。

注: 自由化率とは、10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

		自由化率	長期自由化の品目の例	除外(スタンドスティル)の例
米豪 (2005年1月発効)	米国側	96.0%	【10年超18年以内】 123タリフライン(1.2%) 牛肉、チョコレート、清涼飲料水、アスパラ、グレープフルーツ等 【関税割当枠の継続的拡大等実質的自由化】188品目(1.8%) チーズ等乳製品、落花生、たばこ、綿等	・108タリフライン(1.0%) 砂糖、シロップ、ブルーチーズ等
	豪州側	99.9%	・なし	・中古車(8タリフライン)に対する従量税(12,000豪ドル/台)
米チリ (2004年1月発効)	米国側	97.6%	【10年超12年以内】 241 タリフライン(2.4%) クリーム等乳製品、落花生、綿花、ワイン、タバコ等	・なし
	チリ側	97.7%	【10年超12年以内】 133 タリフライン(2.3%) 鶏卵、コメ、加工穀物、植物性油脂、砂糖・同調製品、ワイン等	・なし
米ペルー (2009年2月発効)	米国側	98.2%	【10年超17年以内】 137タリフライン(1.3%) 牛肉、乳製品、落花生、チョコレート等 【関税割当枠の継続的拡大】 53品目(0.5%) 砂糖・同調整品	・なし
	ペルー側	99.3%	【10年超17年以内】 51タリフライン(0.7%) 牛・鶏肉、コメ、乳製品等	・なし
米韓 (2007年6月署名)	米国側	99.2%	【10年超15年以内】 82タリフライン(0.8%) チーズ等乳製品、特殊履物	・なし
	韓国側	98.2%	【10年超20年以内】 167タリフライン(1.5%) 大麦、コーンスターチ、チーズ、牛肉、果物、ニンニク等 【関税割当枠の継続的拡大】 15タリフライン(0.1%) じゃがいも、オレンジ、食用大豆等 ※牛肉、豚肉、麦、でん粉等76タリフラインについて、FTA農業セーフガードを設置(7~23年間で廃止)。	・16タリフライン(0.1%) コメ・同調製品

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国の重要品目はコメで34タリフライン、麦で75タリフライン、乳製品で149タリフライン等となっている。

(3) 韓国のEPA関連農業政策

■(1) 農業・農村総合対策

ウルグアイ・ラウンド後の農産物市場開放によって農業部門の国際化対応が本格化したことに伴い、国内農業をいかに維持するかが農業政策の中心課題となった。この政策の一環として2003年11月、FTAに対応するため『農業・農村総合対策』(2004年～2013年の間に119兆ウォン(約8兆3,300億円)規模の投融資)を策定。

■(2) 韓米FTA発効に向けた韓国国内補完対策

2007年に妥結した韓米FTAの発効に向け、以下の国内対策を実行するため、2008年～2017年の間に20.4兆ウォン(約1兆4,280億円)の投融資を策定。

1. 被害品目の競争力強化
2. 専業農家の所得安定及び経営規模拡大支援
3. 食品産業の育成
4. 農村活性化の推進等

■(3) 総額

10年間で129.3兆ウォン(約9兆510億円) ((1) と (2) の間では、約0.7兆円の重複)

※以上、為替レートは全て1ウォン=0.07円(2010年10月のレート)を使用

(参考)日本と韓国における農業事情の比較

	韓国	日本	日本／韓国
農業産出額 (2008年)	2.7兆円 (38兆4,698億ウォン)※	8.5兆円	3.1倍※
耕地面積 (2005年)	1,824千ha	4,692千ha	2.6倍

出典：日本は農林水産省「生産農業所得統計」、「ホケット農林水産統計」、韓国は農林水産食品部「農林水産食品統計年報」

※為替レートは上記と比較するため1ウォン=0.07円(2010年10月のレート)を使用。ただし、2008年の平均為替レートは1ウォン=0.09円であり、この数字で計算した場合の産出額は3.5兆円、日本／韓国は2.4倍となる。

(4)-1 規制改革等に関する主な要望等

- ・ 関税以外にも各国から規制改革・国際基準への調和等につき要望がある。

規制改革等に関する主な要望の例

- EU
先進安全自動車技術指針、建築用木材基準、政府調達、医療機器、電子機器(含む通信端末機器)、航空輸送、自動車、医薬品、化学品、化粧品、食品安全、酒類、投資、金融サービス等に関する非関税措置への対応。
- 米国
通信、情報技術、医療機器・医薬品、金融サービス、競争政策、商法及び司法制度改革、流通、保険分野における制度等の見直し。SPS措置等の国際基準への調和に関する要望。
- 中国
農産物輸入解禁、食品検疫の基準(ポジティブリスト)の見直し。
- 韓国
のり(水産物)IQ制度の運用改善等、活魚車の日本国内乗り入れ、港運の事前協議等。

(4)-2 自然人の受入れに関する主要望

- ・ 関税以外にもASEAN諸国等より看護師・介護福祉士等の受入れにつき要望がある。

自然人の受入れに関する主要望の例

● インドネシア、フィリピン

看護師・介護福祉士候補者受入れ制度の改善(滞在期間の延長、国家試験のあり方の見直し、日本語予備教育の実施)、等級制による看護師資格の付与等

● タイ

スパセラピスト・介護福祉士の受入れ

● ベトナム

看護師・介護福祉士の受入れ

● インド

フィリピン・インドネシアと同様の看護師の受入れ、資格相互承認(医師・歯科医師・看護師・会計士・建築士)

● 韓国

国家技術資格(放送通信技士、自動車整備技士、電算応用機械製図技能士等)の相互承認

● 中国

訪日査証発給の円滑化、技術実習生協力の推進

EPAに関する各種試算

平成22年10月27日

内閣官房

EPAに関する各種試算

試算1 EPAのマクロ経済効果分析 (3ページ)

- 内閣官房を中心に関係省庁と調整したシナリオに基づき、川崎研一氏(内閣府 経済社会総合研究所 客員主任研究官)が分析。
- WTOはじめ広く関係機関が活用している一般均衡モデル(GTAPモデル)を使用。
- EPAにより、我が国経済全体にどのような影響が与えられるかを試算。

試算2 コメ等19品目の農水産物に関する関税を撤廃した場合の影響の分析 (6ページ)

- コメ、小麦等の19品目の農水産物に関し、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの追加対策も講じない場合の農業への影響について、農林水産省が独自に試算。
- 内外価格差・品質格差の観点から、輸入品と競合する国産品と競合しない国産品に二分。
- 競合する国産品は輸入品に置き換わり、競合しない国産品は安価な輸入品の流通に伴い、価格が低下すると想定。
- 更に、産業連関分析等により、GDP減少額、就業機会の減少数等を試算。

試算3 韓国が米国・中国・EUとFTAを締結した場合の自動車等3業種への影響の分析 (7ページ)

- 日本がTPP、EUと中国とのEPAいずれも締結せず、韓国が米国・中国・EUとFTAを締結した場合、「自動車」「電気電子」「機械産業」の3業種について、日本産品が米国・EU・中国で市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響について、経済産業省が独自に試算。
- 米国・EU・中国の経済成長の実績を用いて2020年時点の日本の各国向け輸出額を想定。
- 品目毎に、韓国製品に対する競争力が劣位で関税率が高いものほど影響を受けると考え、どの程度日本が輸出市場を失うかを試算。

※以上1. ~3. の試算については、いずれも一定の前提に基づいたものであるため、数字はある程度幅をもって考えられるべき。

試算1：EPAのマクロ経済効果分析

(川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所 客員主任研究官)が行った試算による。金額は2008年度名目GDPより算出)

1 GTAPモデルの性格

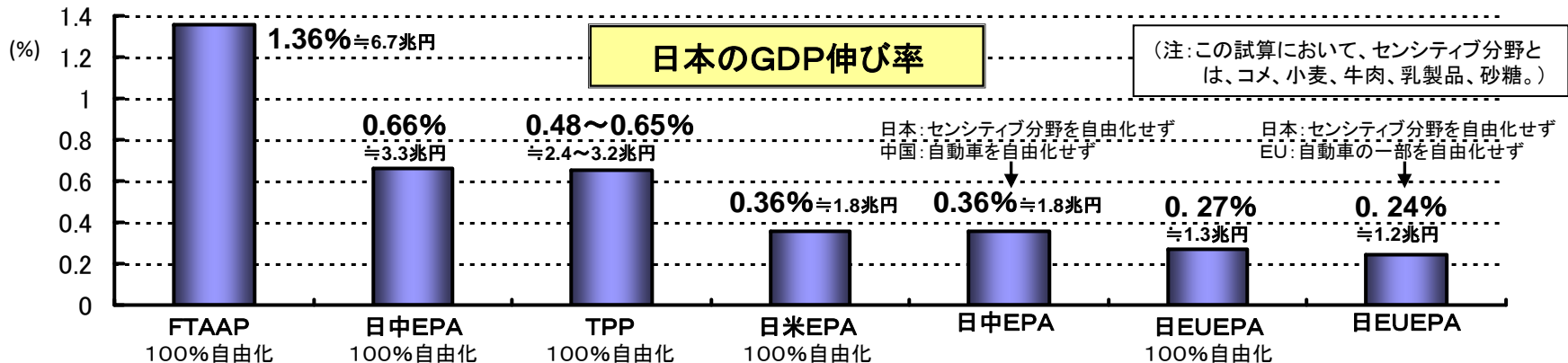
- GTAPモデルは、GATTウルグアイラウンド交渉や、各国間の貿易政策のインパクトを数量的に把握するため、1992年に設立された**GTAP(Global Trade Analysis Project)**により構築された応用一般均衡モデル。
- また、世界的な規模で**GTAPコンソーシアム**が形成されており、**世界銀行やWTOなどの国際機関や、米国、EC、日本等の主要国政府が参加**。(日本は内閣府経済社会総合研究所及び経済産業研究所)
- GTAPモデルでは、これまでの計量経済学の研究や分析の成果に基づいて定められた係数等を用いて、輸出入量や国内生産の中長期的な変化を分析。**モデルやデータベースは公開**されており、**WTOはじめ広く関係機関が活用**している。但し、試算結果は一定の前提に基づくので、数字についてはある程度幅をもって考えられるべきものである。

2 個別EPAの経済効果

- 双方が100%自由化した場合の日本の実質GDP増加の大きさは以下の通りとなる：

FTAAP > 日中EPA > TPP > 日米EPA > 日中EPA > 日EU/EPA > 日EU/EPA

- 双方がセンシティブ分野を自由化しない場合、日本側のセンシティブ分野の国内生産のマイナスが小さくなるが、他の分野の国内生産のプラスも小さくなるため、総合すると日本の実質GDPの増加は小さくなる。



3 FTAAP、TPP等に参加した場合の経済効果

■「FTAAP及び日EUEPA」、「TPP、日中EPA及び日EUEPA」において、全ての参加国が100%関税等を撤廃して締結した場合：

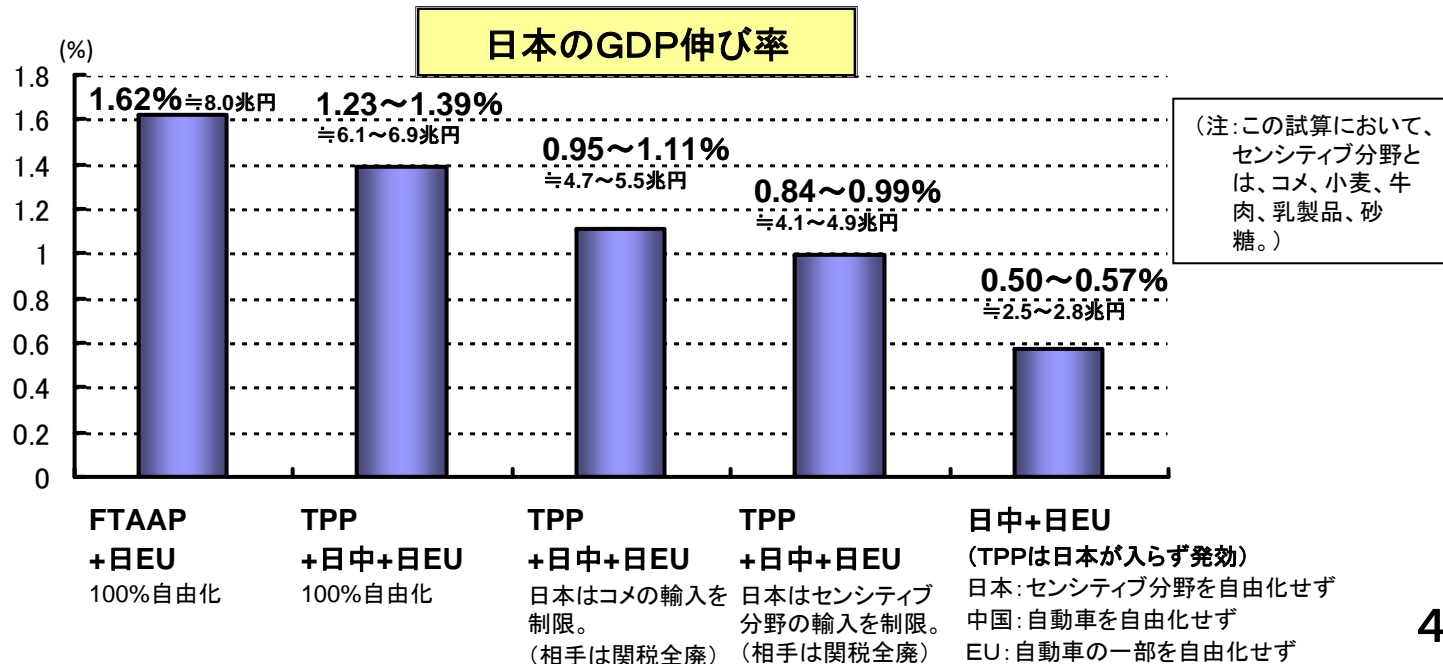
日本側のセンシティブ分野の国内生産にマイナスの影響が発生する一方、他の分野の国内生産でそれを上回るプラスの影響。総合すると日本の実質GDPは**1.23~1.62%(≒6.1~8.0兆円)**増加。

■日本が中国・EUとセンシティブ分野を除外してEPAを締結した場合：

同分野へのマイナスの影響は小さくなるが、実質GDPは**0.50%~0.57%(≒2.5~2.8兆円)**の増加にとどまる。

■なお、関税を全廃するが、国内支援措置等により、日本がコメ又はセンシティブ分野の国内生産を維持した場合の試算を本経済モデルで試算することは困難であるが、参考値として、相手方は関税を全廃するが、日本のみこれらの分野を自由化しないケースについて見ると、日本の実質GDPは、**コメのみ自由化しない場合0.95~1.11%(≒4.7~5.5兆円)**、**センシティブ分野全体を自由化しない場合、0.84~0.99%(≒4.1~4.9兆円)**増加。※

※ただし、このケースでは、国内農業等の支援方法が関税措置から財政措置に変換されたことに伴う影響は評価していないので、あくまでも参考値としての位置づけ。



4 韓国に先を越された場合の損失

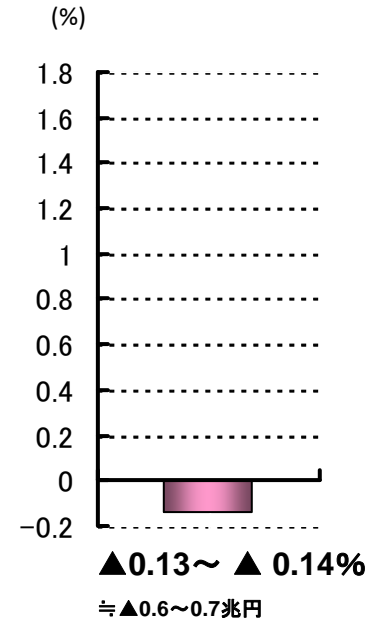
■日本がTPPに参加せず、日EU EPA、日中EPAも締結されない中で、韓国が米国、EU、中国とそれぞれFTAを締結する場合：

我が国の実質GDPは、0.13~0.14% (≒0.6~0.7兆円)のマイナス。

※注1 川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官)が、GT APモデルを用いて試算したもの。

※注2 試算結果のうち、▲0.13%は、TPPが8ヶ国で発効した場合(韓国入らず)のもの。▲0.14%は、TPPが韓国、カナダ、マレーシアを加えた11ヶ国で発効した場合のもの。

※注3 韓国は、米国、EU、中国とそれぞれ100%自由化するFTAを締結しているものと仮定。



試算の前提

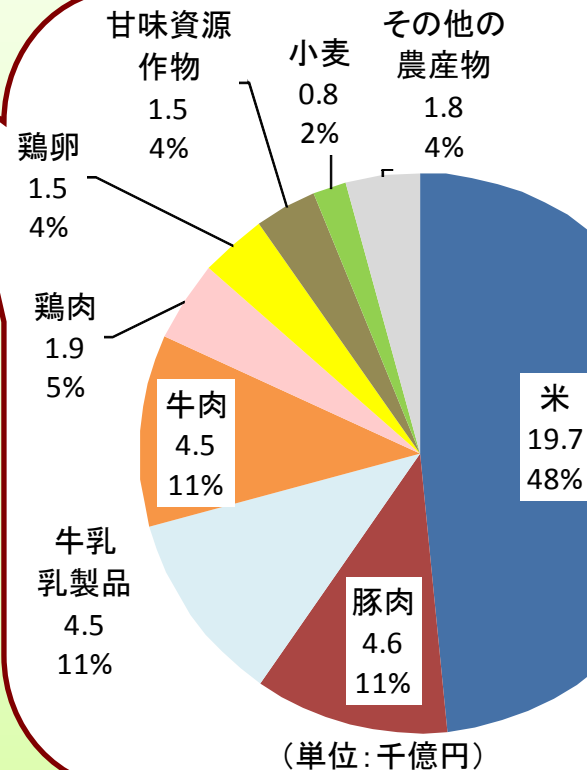
○ 19品目を対象として試算

〔米、小麦、甘味資源作物、牛乳乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵 等〕

【基準】 関税率が10%以上 かつ 生産額が10億円以上 (林産物・水産物は含まない)

試算の結果

- 農産物の生産減少額(※) 4兆1千億円程度
- 食料自給率(供給熱量ベース) 40%→14%程度
- 農業の多面的機能の喪失額 3兆7千億円程度
- 農業及び関連産業への影響
 - ・ 国内総生産(GDP)減少額 7兆9千億円程度
 - ・ 就業機会の減少数 340万人程度



※ 国産農産物を原料とする1次加工品(小麦粉等)の生産減少額を含めた。

TPP不参加による基幹産業の損失

- 日本がTPPに不参加のままではEU・中国とのFTAも遅延するとの仮定の下、日本がTPP、EUと中国のFTAいずれも締結せず、韓国が米国・EU・中国とFTAを締結した場合、
- **自動車、電気電子、機械産業の3業種**(3市場向け輸出の5割相当)について、2020年に日本製品が米国・EU・中国で市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響を試算

⇒ **(結果) 実質▲GDP1.53%、雇用減81.2万人(うち米国市場関連1.88兆円減)**

輸出減8.6兆円、生産減20.7兆円(GDP換算10.5兆円)

※ 生産減少額は生産の際に使用した中間投入が含まれるため、これを除き付加価値ベースとし10.5兆円を得た

	輸出額				雇用者 (3地域合計)
	米	EU	中	(3地域合計)	
輸出総額(2020年)	12.2	8.6	17.8	38.6 兆円	109.7 万人
輸出減少額(試算)	▲1.5	▲2.0	▲5.1	▲8.6 兆円	▲23.9 万人
経済波及効果(産業連関分析)	▲3.7	▲5.0	▲11.9	▲20.7 兆円	
(GDP換算)	▲1.9	▲2.6	▲6.1	▲10.5 兆円 (▲1.53%)	
雇用者	▲13.7	▲18.4	▲49.1	▲81.2 万人	

(試算の考え方)

- ー 米国・EU・中国の経済成長の実績を用いて2020年時点の日本の各国向け輸出額を想定
- ー 品目毎に、韓国製品に対する競争力が劣位で関税率が高いものほど影響を受けると考え、どの程度日本が輸出市場を失うか堅めに試算
- ー 競争力評価の結果は、我が国製品の高い技術力を背景に、「優位」の製品が75%超、「劣位」は10%未満となった

- サービス、貿易円滑化、規制調和等で、**損害は更に拡大**

試算総括表

マクロ経済効果分析	農業への影響試算	基幹産業への影響試算
(試算：川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官))	(試算：農林水産省)	(試算：経済産業省)
GTAPモデルを用いて試算(金額は2008年度名目GDPより算出):	主要農産品19品目(林野・水産含まない)について全世界を対象に直ちに関税撤廃を行い、何らの対策も講じない場合:	(ア)日本がTPP、日EU-EPA、日中EPAいずれも締結せず、 (イ)韓国が米韓FTA、中韓FTA、EU韓FTAを締結した場合、 (ウ)「自動車」「電気電子」「機械産業」の3業種について、 (エ)2020年に日本産品が米国・EU・中国において市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響:
●FTAAP参加(100%自由化): <u>実質GDP 1.36% 増</u> <u>(6.7兆円増)</u>	●生産減:毎年 <u>▲4兆1000億円程度</u>	● <u>実質GDP ▲1.53% 相当の減</u> <u>(10.5兆円)</u>
●TPP参加(100%自由化): <u>実質GDP 0.48%~0.65% 増</u> <u>(2.4兆円~3.2兆円増)</u>	●食料自給率の減少(供給熱量ベース): <u>40%→14% 程度</u>	● <u>雇用 ▲81.2万人減少</u>
●TPP+日EU-EPA+日中EPA(100%自由化): <u>実質GDP 1.23%~1.39% 増</u> <u>(6.1兆円~6.9兆円増)</u>	●農業の多面的機能の喪失額: <u>▲3兆7000億円 程度</u>	※自動車、電機電子、産業機械の主要品目(輸出金額ベースで約7割相当)について試算。 ※上記の実質GDP減少額は、産業連関分析により算出した経済波及効果を含む波及効果20.7兆円を実質GDP換算したものの。
●日EU-EPA+日中EPA(センシティブ分野自由化せず): <u>実質GDP 0.50%~0.57% 増</u> <u>(2.5兆円~2.8兆円増)</u>	農業及び関連産業への影響	
●日本がTPP、日EU・日中EPAいずれも締結せず、韓国が米国、EU、中国とFTA締結(100%自由化): <u>実質GDP ▲0.13%~0.14% 減</u> <u>(0.6兆円~0.7兆円減)</u>	●GDPの減少額: <u>▲7兆9000億円 程度</u> <u>(実質GDPの1.6%)</u>	
	● <u>就業機会の減少:▲340万人 程度</u>	
	※農産品19品目(コメ、麦等。関税率10%以上、かつ生産額10億円以上のものを抽出。)について、試算。 ※実質GDPに占める割合は、2008年の数値から算出。	

農林水産省試算
(補足資料)

平成22年10月27日

農林水産省

農林水産省試算の方法(手順)

(1) 試算対象品目の選定

関税率10%以上、国内生産額10億円以上
(米・麦など19品目)。

(2) 国産品の分類

内外価格差、品質格差の観点から、輸入品と競合する
国産品と競合しない国産品に二分。

(3) 試算の方法

- ① 競合する国産品は、輸入品に置き換わる。
 - ・ 生産減少額＝国産品価格×国産品生産量

② 競合しない国産品は、安価な輸入品の流通に伴って価格が低下する。

- ・ 生産減少額＝価格低下分×国産品生産量

※ 価格は、原則として5年中庸3年平均、3年平均の値を用いるなどして平準化するとともに、国産品も輸入品も共に卸売業者の仕入価格等を用いて同等の条件で試算。

(注)上記の他、産業連関分析等により、GDP減少額、就業機会の減少数、食料自給率の低下、多面的機能の喪失を試算

米

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

341円/kg (568.4 - 777.7%)
国貨品目

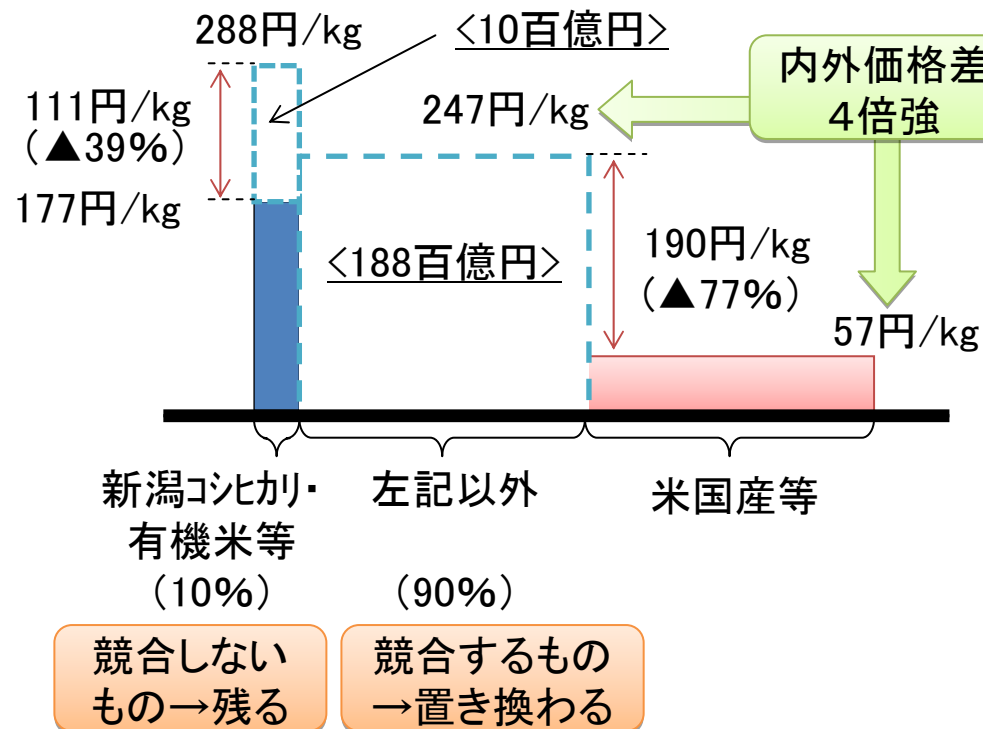
主産地(農業産出額上位5位)

新潟県、北海道、秋田県、福島県、茨城県

考え方(シナリオ)

- 外国産米の価格は、国産の1/4程度(内外価格差4倍強)であり、品質格差も今後の品種転換等により解消可能。
- 米国では、輸出量が現在約400万トンあり、これにアジア諸国等の輸出量を含めると我が国の生産量を上回る水準。
- 国産米のほとんどが外国産米に置き換わり、新潟コシヒカリ・有機米といったこだわり米等の差別化可能な米(生産量の約10%)のみ残る。

イメージ図



生産減少額 = 197百億円

小麦

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

55円/kg (247.8 - 251.8%)
国貨品目

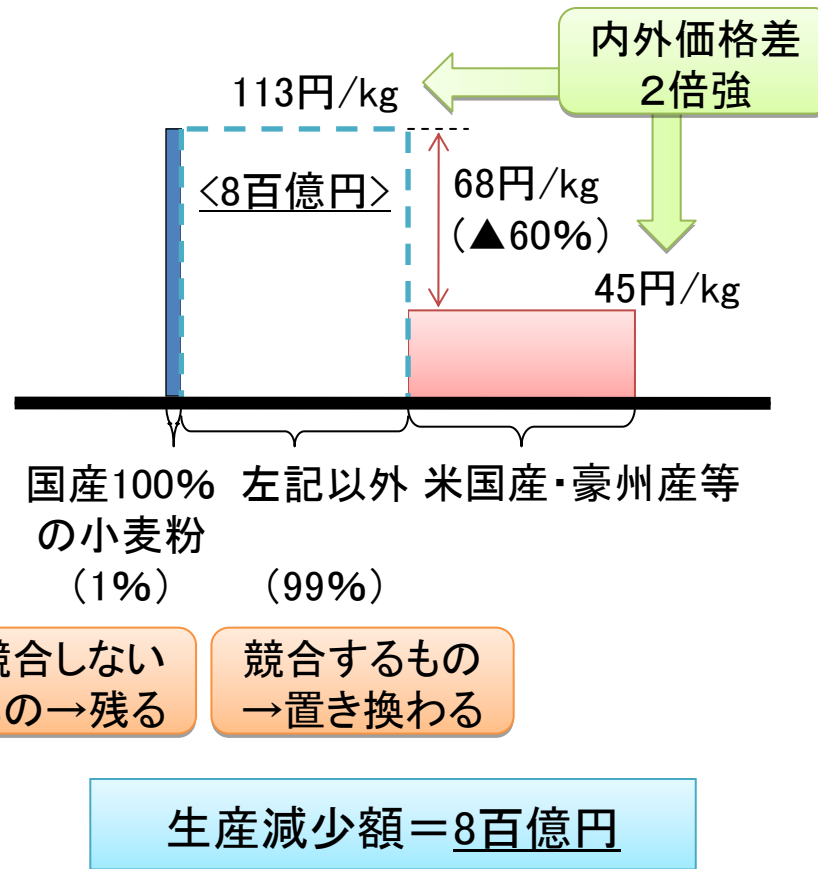
主産地(農業産出額上位5位)

北海道、福岡県、佐賀県、群馬県、埼玉県

考え方(シナリオ)

- 外国産小麦粉の価格は、国産の1/2程度(内外価格差2倍強)で、原料小麦の価格を含まない国内の製粉コストとほぼ同等。
- 現在は小麦が輸入され、国内で製粉されているが、小麦粉で輸入されるようになる。
- 国産100%をセールスポイントとする差別化可能な小麦粉(生産量の約1%)を除いて外国産小麦粉に置き換わり、国産小麦のほとんどが引き取られなくなる。
- このとき、輸入小麦から徴収しているマークアップ(約800億円)も喪失。

イメージ図



甘味資源作物

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

主産地(農業産出額上位5位)

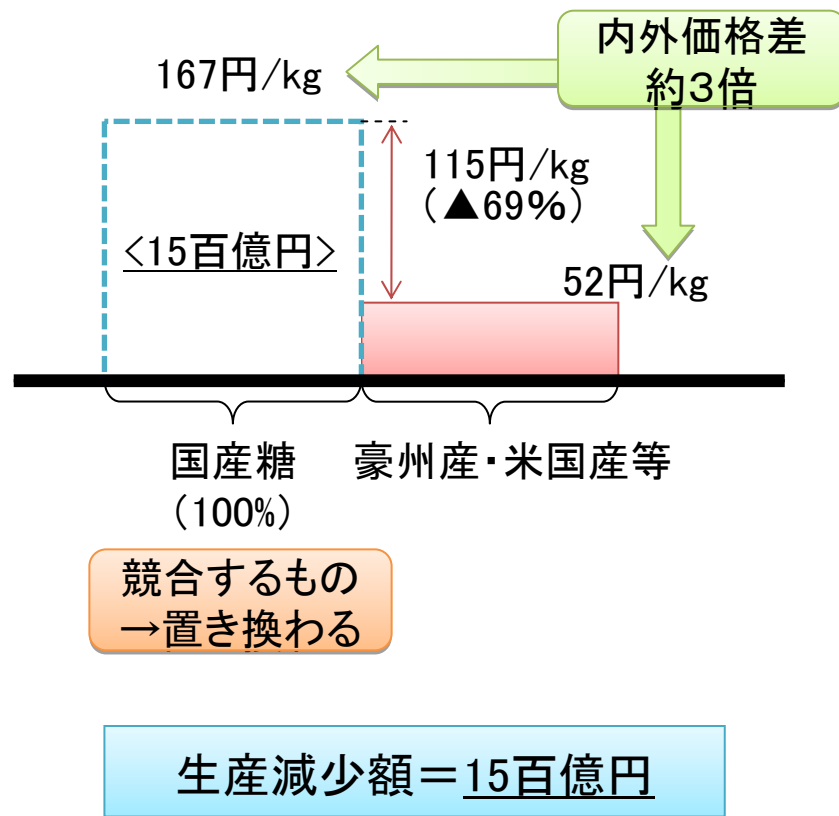
粗糖71.8円/kg、精製糖103.1円/kgの
範囲内で関税及び調整金を徴収

北海道、沖縄県、鹿児島県

考え方(シナリオ)

- 外国産精製糖の価格は、国産精製糖の1/3程度(内外価格差約3倍)で、原料糖の価格を含まない国内の精製コスト等を下回る水準。
- 現在、粗糖が輸入され、国内で精製されているが、精製糖で輸入されるようになる。
- 砂糖は、国産と外国産とで品質格差がないことから、国産糖のすべてが外国産精製糖に置き換わり、国産甘味資源作物は引き取られなくなる。
- このとき、輸入糖等から徴収している調整金(約500億円)も喪失。

イメージ図



牛乳乳製品

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

主産地(農業産出額上位5位)

例) 飲用乳 21.3%+114円/kg 国貨品目
バター 29.8%+985円/kg 国貨品目

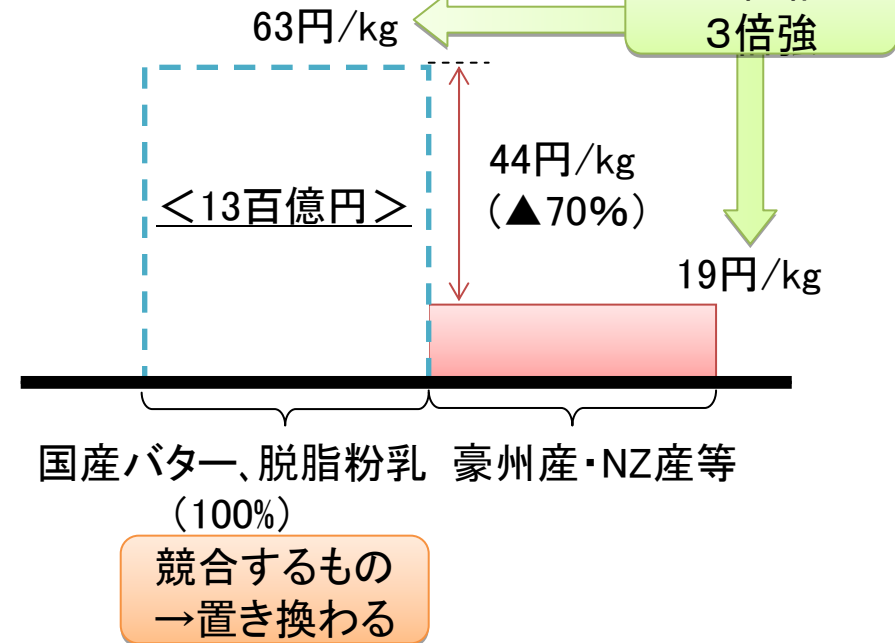
北海道、栃木県、千葉県、群馬県、熊本県

考え方(シナリオ)

- バター、脱脂粉乳、チーズ等の乳製品は、内外価格差が大きく(バター、脱脂粉乳では約3倍)、品質格差もほとんどないため、国産のほぼ全量が外国産に置き換わる。
- 輸入乳製品の急増により行き場を失った北海道の乳製品向け生乳が都府県の飲用向けに供給され、都府県の生乳生産はプレミアム牛乳向けを除いて消滅。
- なお、飲用乳は、輸送技術の発達等により輸入が可能になり、価格も牛乳で国産の1/2程度(内外価格差約2倍)であるため、業務用牛乳、加工乳等を中心に国産の2割程度が置き換わる。

イメージ図

例) バター、脱脂粉乳



バター、脱脂粉乳の生産減少額 = 13百億円

牛乳乳製品全体の生産減少額 = 45百億円
(うち飲用乳輸入の影響 18百億円)

牛肉

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

38.5%

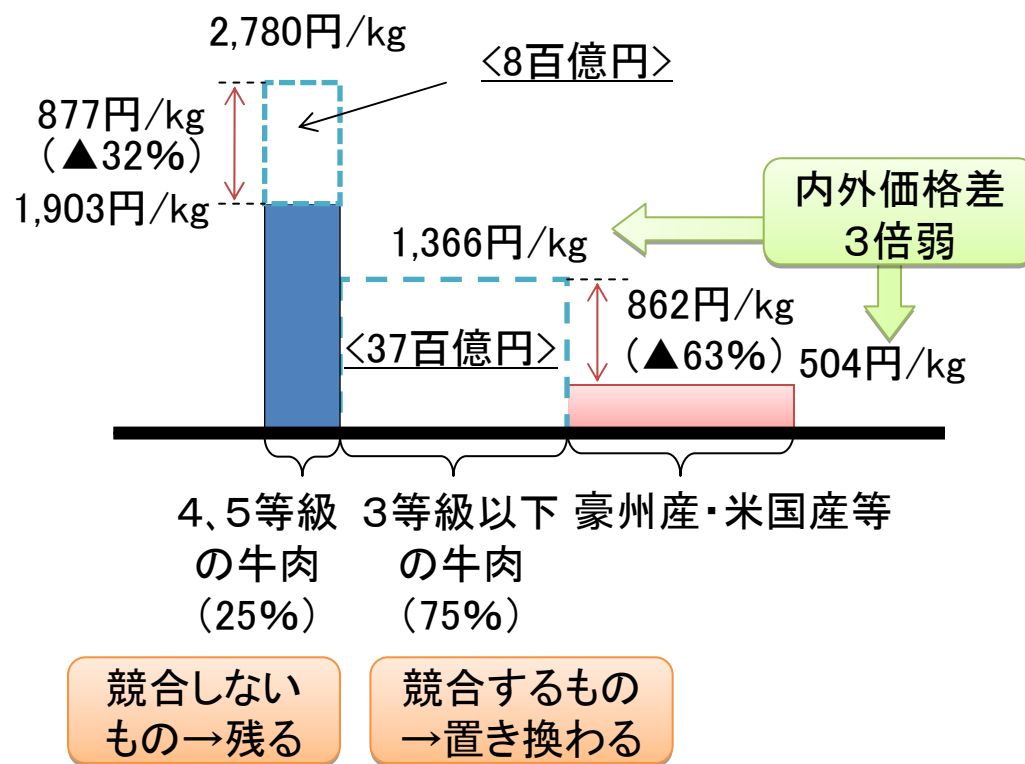
主産地(農業産出額上位5位)

鹿児島県、宮崎県、北海道、熊本県、栃木県

考え方(シナリオ)

- 外国産牛肉の価格は、国産の1/3程度(内外価格差3倍弱)。
- 肉質3等級以下の国産牛肉(生産量の約75%。乳用種のほぼ全量と肉専用種(和牛肉)の約半分に相当)が外国産牛肉に置き換わり、肉質4、5等級の国産牛肉は残る。
- このとき、輸入牛肉から徴収している牛肉関税(約700億円)も喪失。

イメージ図



国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算(データ諸元)①

○ 価格

項目	単位	米		小麦(小麦粉)		甘味資源作物(砂糖)	
		データ	データの諸元	データ	データの諸元	データ	データの諸元
<競合するもの>							
国産品価格	円/kg	247	全銘柄相対価格 <06~08年産3年平均> 【農水省・米穀の取引に関する報告】	113	国内産小麦粉(中力粉)の工場出荷価格 <05~09年産5中3平均> 【農水省・麦製品等の取引価格調査】	167	精製糖の市中相場価格 <05~09砂糖年度5中3平均> 【日本経済新聞】
輸入品価格	円/kg	57	中国産短粒種SBS価格(玄米換算) <00年(過去最低価格(注))> 【農水省・輸入米に係るSBS結果概要】	45	中国産小麦粉FOB価格(諸掛(フレート、保険料、引取経費)加算) <05~09年度5中3平均> 【UN comtrade(フレートは輸入業者聞き取り)】	52	ロンドン白糖価格(諸掛(フレート、保険料、引取経費)加算) <05~09砂糖年度5中3平均> 【英国ロンドン市場公表データ】
<競合しないもの>							
国産品価格	円/kg	288	新潟コシヒカリ相対価格 <06~08年産3年平均> 【農水省・米穀の取引に関する報告】	113	国内産小麦粉(中力粉)の工場出荷価格 <05~09年産5中3平均> 【農水省・麦製品等の取引価格調査】	—	
国境措置撤廃後の国産品価格	円/kg	177	競合するものの価格低下率(内外価格差÷国産品価格)の1/2の割合での価格低下を見込む	113	実需者との強い結びつきを考慮し、価格低下はないものと見込む	—	
考え方		卸売業者の玄米仕入価格で比較		卸売業者の小麦粉仕入価格で比較		卸売業者の精製糖仕入価格で比較	

(注)中国産短粒種は、95~08年にかけて、現地価格(国内玄米価格換算)が23~48円/kg、SBS価格(国内玄米価格換算)が57~156円で推移。海上運賃3円/kgを考慮したとしても、SBS価格は、現地価格よりはるかに高いため、過去最低のSBS価格を使用。

SBSとは、輸入業者と実需者が連名で入札する国家貿易の一形態であるが、輸入数量が極めて限られていること等から割高となる傾向。

○ 生産量

項目	単位	米		小麦(小麦粉)		甘味資源作物(砂糖)	
		データ	データの諸元	データ	データの諸元	データ	データの諸元
<競合するもの>							
国産品生産量	千トン	7,607	国内産総生産量(8,466千トン)－競合しないもの の生産量(859千トン) <09年産(競合しないものは08年産・年度)> 【農水省・作物統計】	679	国内産総生産量(880千トン)－国内産小麦100% 使用を謳い付加価値を付けた製品原料(10千ト ン)(小麦粉換算(×0.78)) <08年産> 【農水省・作物統計】	869	国内産糖総生産量(精糖換算) <08砂糖年度> 【農水省・砂糖及び異性化糖の需給見通し】
<競合しないもの>							
国産品生産量	千トン	859	新潟コシ生産量＋有機米等こだわり米生産量 <08年産(有機米生産量は08年度)> 【農水省・作物統計、農水省・JAS法に基づく有 機農産物格付実績】	8	国内産小麦100%使用を謳い付加価値を付けた 製品原料(北海道産8千トン、都府県産2千トン) (小麦粉換算(×0.78)) <08年産> 【農水省調べ(製粉メーカー聞き取り)】	0	

国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算(データ諸元)②

○ 価格		牛乳乳製品(例:バター、脱脂粉乳)		牛肉	
項目	単位	データ	データの諸元	データ	データの諸元
<競合するもの>					
国産品価格	円/kg	63	特定乳製品(バター、脱脂粉乳)向け生乳取引価格 <05~09年度5中3平均> 【農水省調べ】	1,366	中央市場枝肉卸売価格(肉質等級4,5等級以外の平均、部分肉換算価格(÷0.7)) <09年度> 【農水省・畜産物流通統計】
輸入品価格	円/kg	19	世界総計CIF価格(生乳換算価格) <05~09年度5中3平均> 【財務省・貿易統計】	504	世界総計CIF価格 <05~09年度5中3平均> 【財務省・貿易統計】
<競合しないもの>					
国産品価格	円/kg	—		2,780	中央市場枝肉卸売価格(肉質等級4,5等級の平均)(部分肉換算(÷0.7)) <09年度> 【農水省・畜産物流通統計】
国境措置撤廃後の国産品価格	円/kg	—		1,903	競合するものの価格低下率(内外価格差÷国産品価格)の1/2の低下と見込む
考え方		乳業メーカーの生乳仕入価格で比較		卸売業者の仕入価格(部分肉換算)で比較	

○ 生産量		牛乳乳製品(例:バター、脱脂粉乳)		牛肉	
項目	単位	データ	データの諸元	データ	データの諸元
<競合するもの>					
国産品生産量	千トン	2,036	国内産総生産量 <09年度> 【農水省・牛乳乳製品統計】	272	国内産総生産量(362千トン)×1~3等級格付割合(75.3%) <09年度> 【農水省・畜産物流通統計】
<競合しないもの>					
国産品生産量	千トン	0		89	国産品生産量×4,5等級格付割合(24.7%) <09年度> 【農水省・畜産物流通統計】

經濟產業省試算
(補足資料)

平成22年10月27日

經濟產業省

経済産業省試算の手順

(1) 日本製品の競争力評価

自動車、電気電子、機械産業について、品目毎に日本製品の韓国製品に対する競争力を優位、同等、劣位の3分類で評価

※競争力評価は産業界へのヒアリング等に基づく

(2) 輸出額の把握

2007年時点の統計データを使い、競争力(優・同・劣)・関税率(高・中・低の3分類)毎に日本から各国(米国・EU・中国)への輸出額を特定

※「貿易統計」(財務省)等による

(3) 2020年輸出額の推計

各国の過去のGDP成長率を元に、2020年時点の輸出額の大きさを推計

※「海外経済データ」(内閣府)による

(4) 韓国のFTA先行による日本の輸出減少額の算出

競争力と関税格差の影響を勘案し、2020年時点での輸出減少額を算出

(5) 他分野への経済波及効果や雇用減少効果の算出

産業連関表を用いて、(4)で算出された主要5分野の生産減少の影響が、他分野の生産や雇用の減少にどのような影響を与えるのか算出

品目毎の影響の考え方

①競争力と関税格差の組合せによる影響評価

関税上のハンディを負えば輸出市場を全て失うとせず、影響を堅めに試算するため、品目毎に、競争力が優位で関税率が低いものは影響が小さいことを勘案

		関税率			
		低	中	高	
		5%未満	5~10%未満	10%~	
		影響小		影響大	
競争力	優位	影響小 ↑	最小		
	同等				
	劣位		↓ 影響大		

②競争力評価(優位、同等、劣位の3分類)

※ 競争力評価の結果は、我が国製品の高い技術力を背景に、「優位」の製品が75%超、「劣位」は10%未満となった。これは、大半の製品が韓国製品に対して競争力を有し、生き残るということを示している。したがって、本試算は堅めに行ったものと言える。

※ なお、競争力評価は産業界のヒアリング等に基づいて行ったものであるが、個別品目名については、株価等にも影響する極めてセンシティブな情報であり、例示といえども公開は出来ない

関税格差による影響

●主要国市場では、高関税が残存

品目例	関税率(最大)		
	米国	EU	中国
乗用車(3000cc超)	2.5%	10%	25%
テレビ受信機	5%	14%	30%

●関税引下げによる日本製テレビの価格競争力の低下(EU市場)

液晶テレビ(40/42型)の価格比較 (フランスの例)

		ユーロ価格	円換算 (1ユーロ=114円)
	パナソニック	1,105	125,970
	サムスン	1,003	114,342
↓			
		ユーロ価格	円換算 (1ユーロ=114円)
	パナソニック	1,105	125,970
	サムスン	863	98,382

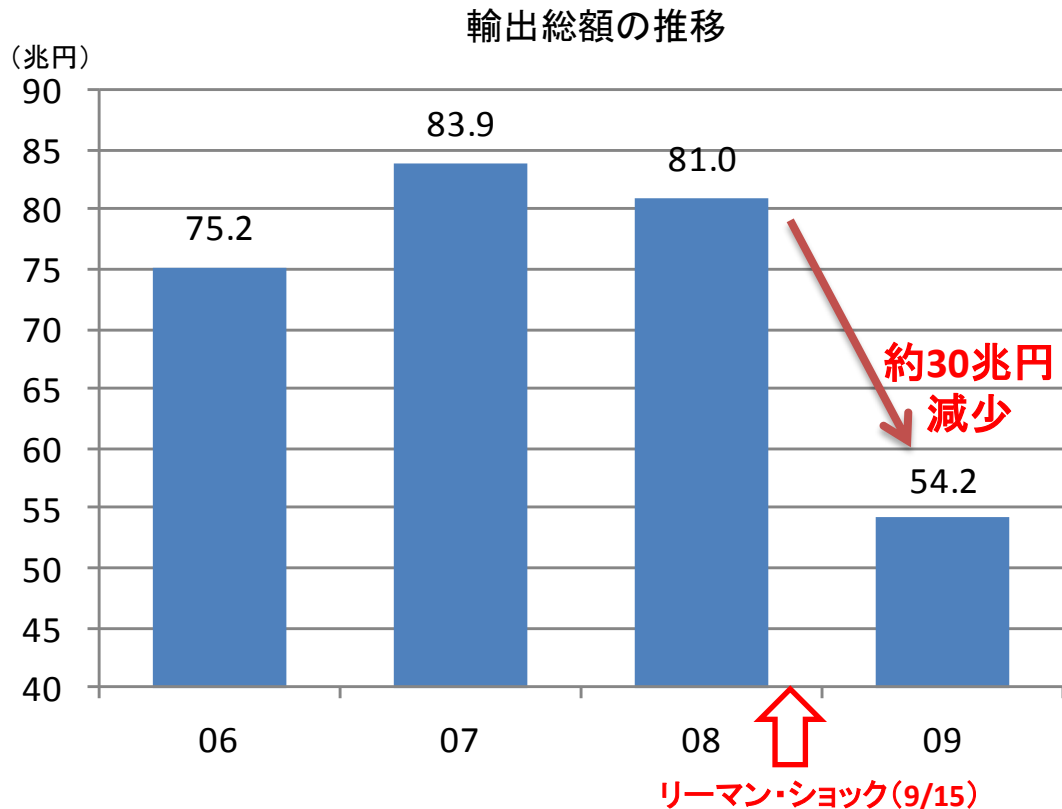
FTAにより韓国製品の関税が撤廃された場合
(日本:14%、韓国0%)

→日本勢のシェア低下、国内生産減少、雇用の海外流出の可能性

本試算結果のインパクト

●リーマン・ショック後の日本の輸出額は ▲30兆円減少

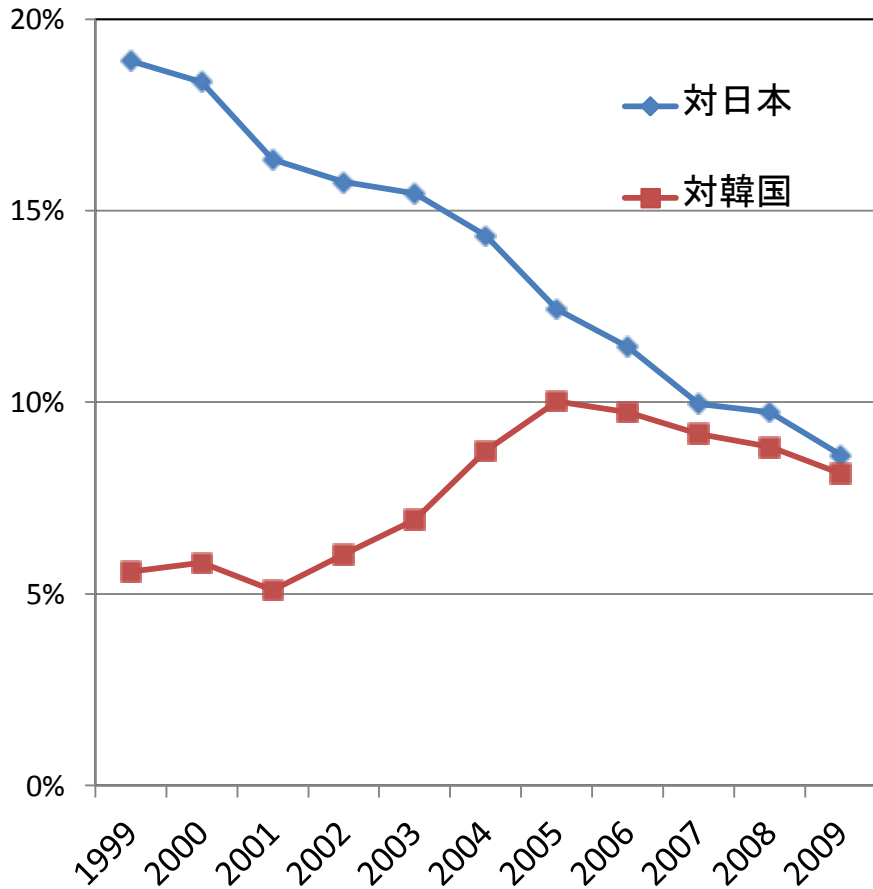
- 日本の基幹産業が業種横断的に輸出市場で劣後する場合、その影響は1業種1か国の影響にとどまらず、はるかに大きくなる
- リーマン・ショックに匹敵するインパクトにもなりかねない



電機は日韓逆転の先駆け

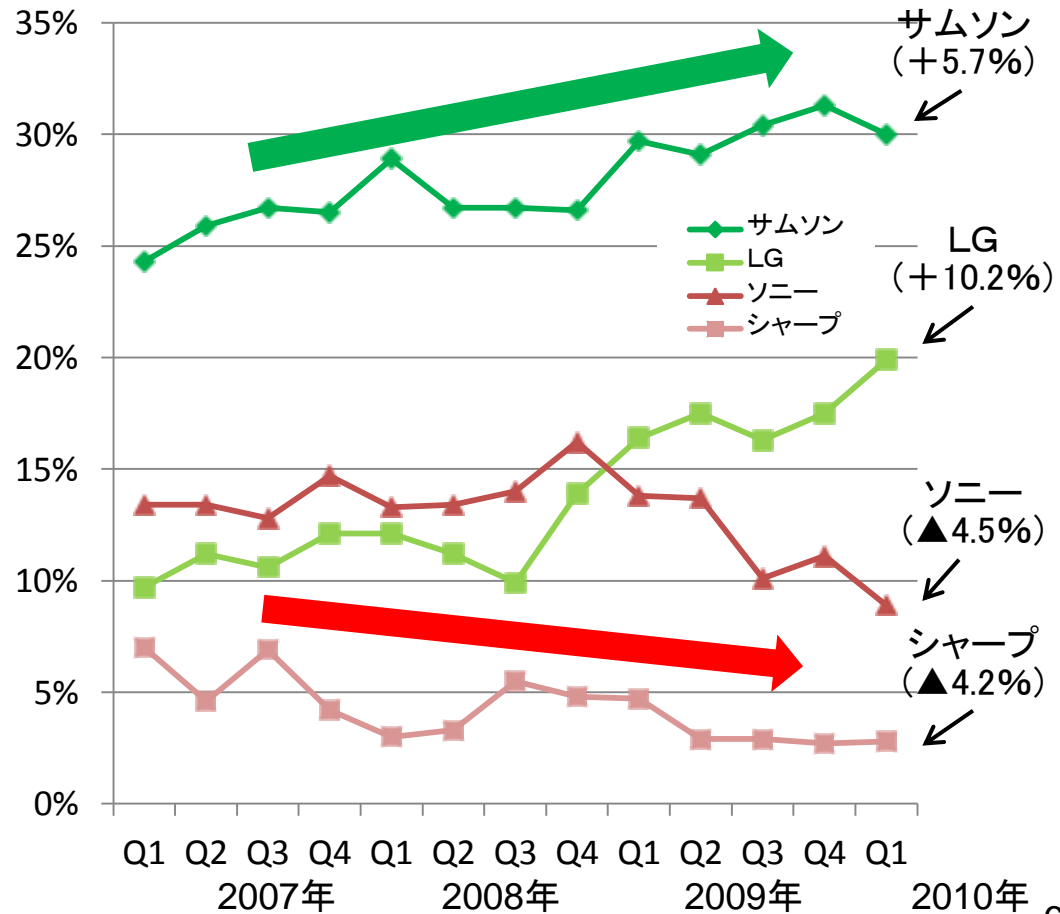
- 日韓の電機産業の競争は激化、「シェア逆転」→「背中が遠のく」品目も

EUの電気機器輸入におけるシェア
(1999~2009)



資料: World Trade Atlasより作成。

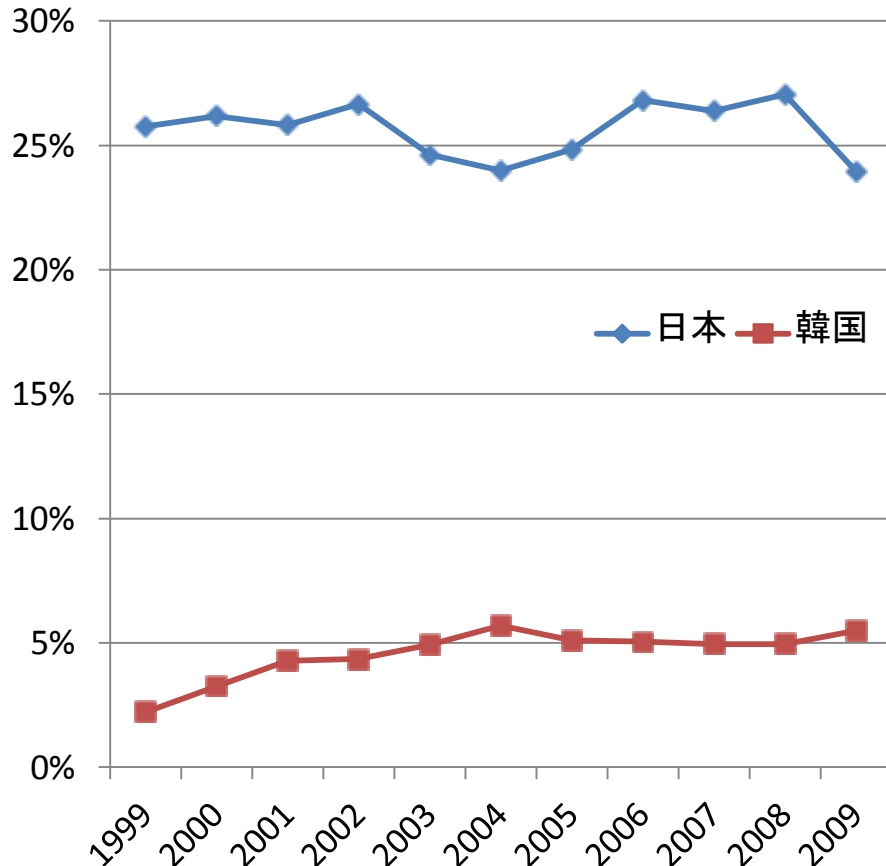
欧州テレビ市場におけるシェア
(2007~2010)



自動車も韓国が追い上げ態勢

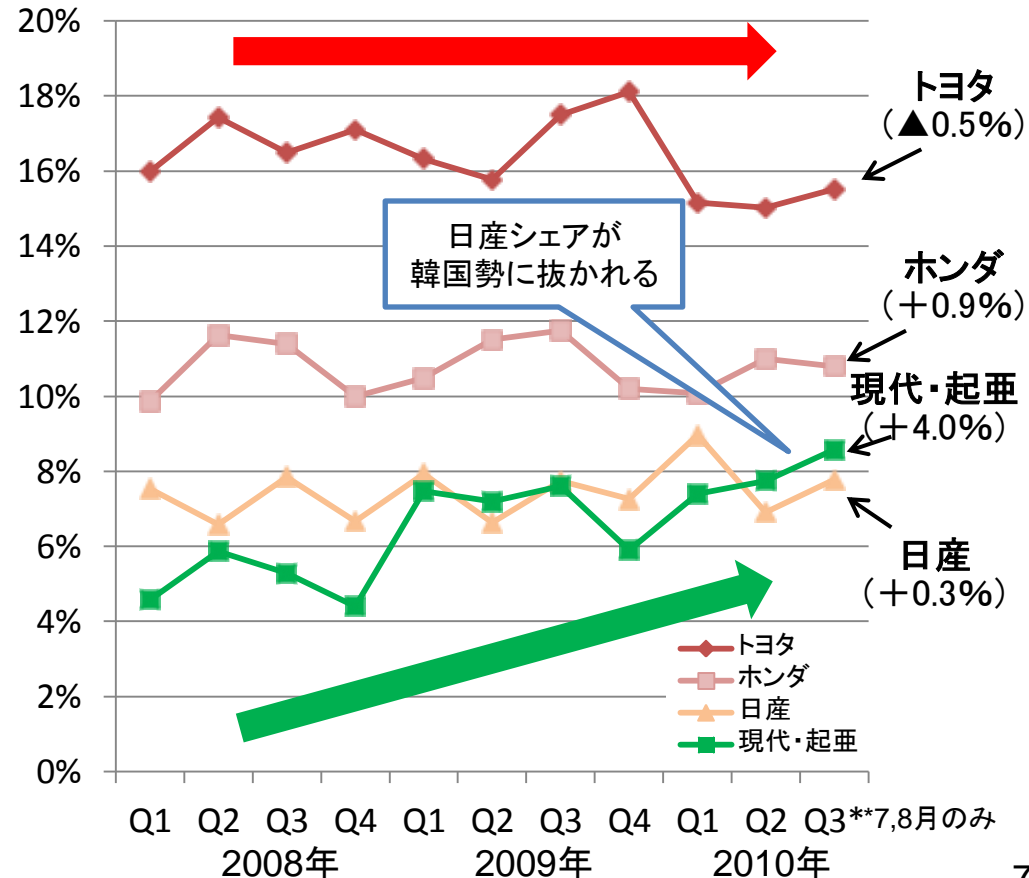
- 自動車産業でも、韓国勢はドル箱市場で着実にシェアを増大
- 特にリーマン・ショック以降、消費者の低価格志向が強まり、韓国製品が躍進

米国の輸送機械輸入におけるシェア (1999~2009)



資料: World Trade Atlasより作成。

米国乗用車市場におけるシェア (2008~2010)




資料: Auto Dataより作成。

EPAの遅れは急速に深刻化

2010年6月 中台FTA締結で、韓国の動きに拍車

 韓EU FTA : 2010年10月署名、2011年7月1日発効予定

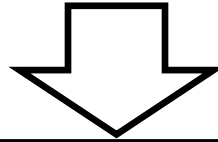
 韓米FTA : 2007年6月署名、2011年7月1日発効を目指し、本年11月米大統領訪韓時に修正合意の機運

 韓中FTA : 2010年5月官民研究終了、今秋事前協議開始
来年前半にも本格交渉開始か

→ 米韓FTA交渉が10ヶ月程度で妥結したことを踏まえれば、1年以内に韓国と米・EU・中のFTAがほぼ揃う可能性

EPAの政治力学


EPAには反射的不利益を受ける第三国が反応

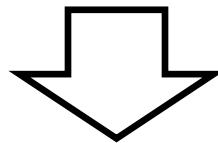


TPP参加で、交渉力が強化し、交渉の自由度が拡大

 EUは、米国のアジアでの動きに追随

1993年 米がAPEC首脳会合を主催 → 1994年 アジア欧州会合(ASEM)構想
2007年 4月 韓米FTA交渉妥結 → 2007年 5月 韓EU FTA交渉開始
2010年 9月 マレーシアのTPP参加確実に → 2010年10月 マレーシアEU FTA交渉開始

 巨大市場を背景に自国産業育成を志向する中国との二国間交渉には限界あり



全方位で「国を開く」覚悟を示して初めて相手を動かせる